[原著論文]

高齢者のケアマネジメントの現状と課題―事例検討会における支援 困難事例を通して

村上信,濱野強,藤澤由和

キーワード:ケアマネジメント、支援困難事例、高齢者ケア

Current situation and issues of care management for the hardto-reach clients

Makoto Murakami, Tsuyoshi Hamano, Yoshikazu Fujisawa

Abstract

Comprehensive regional support is one of the important issues in the policy changes of the long-term care insurance system. In keeping on this new support system, we should clarify the types of the skill that contribute to care management for the new support system. This study explored current situation of care management, mainly focused on the case of hard to reach clients and tried to pick up some issues that were an obstacle for care manager to fulfill that purpose of new support system. As a result, we showed the details of hard-to reach clients and pointed out necessity of further program to develop the new community care system.

Keyword : care management, hard-to-reach clients, elderly care

和文要約

2005(平成17)年6月に改正され、2006(平成18)年 4月より施行された介護保険法では「地域」を重視し、「地 域包括ケア」の考え方が基本的な方向性として示されてい る。こうした「地域包括ケア」システムを実効あるものに するためには、その一端を担うケアマネジャーのケアマネ ジメント力の能力の向上が大いに寄与するものと考えられ る。そこで本稿においては、筆者がスーパーバイザーを担 当した支援困難事例に対する事例検討会で取り上げられた 事例の分析を通して、主任ケアマネジャーが直面している 高齢者ケアマネジメントの現状について考察を行い、今後 の具体的な課題に関して検討を行なうことを目的としたも のである。その結果、「潜在化しているニーズ」をもつ利 用者を中心に、利用者とケアマネジャーが共通のニーズを 合意できないままに、「利用者との相互作用」に困難を来 しているところにあると考えられた。今後はこうした要因 の解決に対して有効となる支援プログラムの構築が求めら れるとともに、スーパービジョン体制をより展開していく ためのスーパーバイザーの育成についても検討していく必 要があることが考えられる。

新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科

[連絡先] 村上信
 〒 950-3198 新潟市北区島見町 1398
 TEL・FAX: 025-257-4461
 E-mail:murakami@nuhw.ac.jp

I はじめに

2005(平成17)年6月に改正され,2006(平成18)年 4月より施行された介護保険法では「地域」を重視し、「地 域包括ケア」の考え方が基本的な方向性として示されてい る。

この改正によって新たに創設された「地域包括支援セン ター」においては、地域における多様な社会資源をネット ワーク化し、地域住民に対する保健医療の向上と、福祉の 増進を包括的に支援する地域の中核機関として、①地域に 総合的, 重層的なサービスネットワークを構築すること(共 通的支援基盤構築),②高齢者の相談を総合的に受け止め るとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつ なぐ、虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること(総 合相談・権利擁護). ③高齢者に対し包括的かつ継続的な サービスが提供されるよう地域の多様な社会資源を活用し たケアマネジメント体制の構築を支援すること(包括的・ 継続的ケアマネジメント支援), ④介護予防事業と新たな 予防給付が効果的かつ効率よく提供されるよう、適切なマ ネジメントを行なうこと(介護予防マネジメント)といっ た機能を担うことが期待されている¹⁾。そして、これらの 機能については、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門 員(以下、主任ケアマネジャー)が連携して、その役割を 果たすことが求められている。したがって、新たな「地域 包括ケア」システムを実効あるものにするためには、一端 を担うケアマネジャーのケアマネジメント能力の向上が一 助となることが考えられる。特に主任ケアマネジャーにお いては、包括的・継続的なケアマネジメント支援業務の一 環として担当地域のケアマネジャーに対するスーパービ ジョン体制の構築や研修会の企画・実施、ケアマネジャー 同士のネットワーク組織の育成、さらには支援困難事例に 対する事例検討会の開催などの取り組みが求められてい る²⁾。

このような背景のなかで、新潟県においては一連の制度 改正前より,「地域包括ケア」の概念の具体的な展開を意 図し、2005(平成17)年11月と2006(平成18)年3月に 主任ケアマネジャーの育成を想定した「新潟県ケアマネジ メントリーダー養成研修」を開催し、2007(平成19)年 2月には「新潟県主任介護支援専門員研修」を実施した。 これをふまえ、現在、職場内にスーパーバイザーを有しな いケアマネジャーを主任ケアマネジャーがスーパーバイ ザーとなり支援するスーパービジョン体制を地域に構築す るための基盤整備がなされつつある。すなわち、職場内に スーパーバイザーを有しないケアマネジャーが少なくない 現状において、一般的にスーパービジョンには個人スー パービジョン、グループスーパービジョン、ピアスーパー ビジョン,その他の形態があり³⁾,各形態には効用と限界 を有しているものの,支援困難事例に対する個人スーパー ビジョンとともに、事例検討会を通したグループスーパー

ビジョンが選択される展開を意図しているものである。

したがって、今後、先行研究においても指摘されている が⁴⁰. こうした事例検討の場がスーパービジョンの重要な 場として位置づけられ、事例提供者および参加者と主任ケ アマネジャーの間に具体的なスーパービジョン関係が結ば れることが期待されている。そこで、本稿においては、筆 者がスーパーバイザーを担当した支援困難事例に対する事 Ø検討会で取り上げられた事例の分析を通して、ケアマネ ジャーが直面している高齢者ケアマネジメントの現状と具 体的な課題について考察し、新たな制度下における今後の ケアマネジャーの力量形成とスーパービジョン体制の構築 の必要性について検討することを目的とする。なお、本稿 において取り上げる事例に関しては、地域包括支援セン ターが導入される以前から、先述の通り新潟県において展 開されているグループスーパービジョンである事例検討会 の中で支援困難事例として取り上げられたものをその対象 として論じるものとする。

Ⅱ 研究方法

1 分析対象

2003年4月から2007年9月までの4年6ヶ月間におい て、筆者がスーパーバイザーを担当した支援困難事例に対 する事例検討会で取り上げられた38事例の内、入居施設 利用者である6事例を除き、地域生活を行っている32事 例に対するケアマネジメントを本研究の分析対象とした (表1)。なお、事例検討会において各事例はグループスー パービジョンの形式で検討を行なうが、取り扱われる事例 は現在進行中の「経過事例」であることから、個人情報の 保護の観点より事例匿名化の処理を行なうとともに、終了 時に資料を回収するなどの配慮を試みた。

2 分析方法

本研究においては、下記の2つの分析の枠組みにより支援困難事例の検証を試みたものである。

まず、ケアマネジャーが困難を感じている状況について 以下の5つのシステムから分析を行なった。より具体的に 第一には、「利用者と家族の理解」は利用者の心理社会的 側面を分析や把握をし、利用者と家族を全体的に理解する ところに焦点を当てるシステムである(以下、利用者と家 族の理解)。第二には、「利用者との相互作用」はケアマネ ジャーと利用者との関係性に困難を感じていることに焦点 を当てるシステムである(以下、利用者との相互作用)。 第三には、「ケアマネジャー自身の課題」はケアマネジャー 自身の知識、技術、自信、アイデンティティの困難を感じ ていることに焦点を当てるシステムである(以下、ケアマ ネジャー自身の課題)。第四には、「所属機関との相互作用」 はケアマネジャーが所属する機関との関係において困難が 生じていることに焦点を当てるシステムである(以下、所 属機関との相互作用)。第五には、「資源との相互作用」は 社会資源の利用や不足などに困難を感じていることに焦点 を当てるシステムである(以下、資源との相互作用)。こ のような5つのシステムを用いて、各支援困難事例がどの システムに関連しているかについての検討を行なった。な お、本研究において用いた5つのシステムは、先行研究に おいて示されている「スーパーバイジーの抱える問題の所 在」をふまえているが⁵⁰、本分析において用いる「資源と の相互作用」については議論に基づき、「スーパーバイザー とスーパーバイジーの相互関係」を改編したものである。 その理由として、先行研究においては、個人スーパービジョ ンを想定しているのに対して、本稿においてはグループ スーパービジョンを実施していることから、そのなかで検 討されることが多い側面を「資源との相互作用」として分 析を行なった。

次いで、先行研究における佐藤和人氏の「ニーズの枠組 み」を参照し⁶、それらを議論に基づき一部を改編したう えで、分析を行なった(図1)。すなわち、ケアマネジメ ントは、アセスメントで個人のニーズを個別化して明らか にし、明らかになったニーズを充足するためのサービスを 提供するためにケアプランを作成するとともに、ケアプラ ンに基づいてサービスが導入された後もモニタリングを行 ない、その人らしい生活を実現するために必要に応じた見 直しがなされるという一連のプロセスである。そうしたな かで、佐藤氏はニーズには利用者の側に存在しているニー ズ(本稿においては「利用者のニーズ」とする)とサービ ス提供側が考えるニーズ(本稿においては「専門職がとら えたニーズ」とする)があるとし、この両者は必ずしも-致しないことを指摘している。そこでケアマネジャーが支 援困難と考える事例においては、「利用者のニーズ」と「専 門職がとらえたニーズ」の不一致が関係しているのではな いかとの問題意識に基づき、以下の枠組みによる検証を行 なったものである。

具体的には、「利用者のニーズ」に関しては図1に示し た4分類を行ない、その分析を試みたものである。まず、「① 非現実的又は不適切なニーズ」は、利用者が「○○したい」 と望んでいることが表明されてはいるが、その実現可能性 がほとんどないか、又は不適切なものである。「②現実的 なニーズ」は、利用者が「○○したい」と望んでいるニー ズであって、専門職グループも「○○が必要」「○○まで は出来る」ととらえた場合には利用者と専門職が合意して、 共同して実現をめざすニーズになるものである。「③低す ぎるニーズ」は利用者が「○○しか出来ない」「○○で十分」 として切り下げたニーズである。「④潜在化しているニー ズ」は「今のままで良い」、あるいは利用者と家族など関 係者間のニーズが一致しないことからニーズが表明されて いない状態であるものである。したがって、利用者のニー ズが①③④の場合には、図1の中の矢印で示すように、② の現実的なニーズの合意をめざして利用者とケアマネ ジャーは、質の高いコミュニケーションを図る必要がある と考えるものである。その際、専門職によって科学的・客 観的にとらえられたニーズが優先されることではなく、専 門的アドバイスが行われたとしても、場合によって利用者 の意向や好みが優先されることが起こりうるという状況を も包含している。

3 倫理的配慮

本研究においては支援困難事例に関して検討を行なうこ とから,個人に関する情報を取り扱うことになる。したがっ て,個人情報の保護の観点から,各事例に関してはIDに より管理を行ない,かつ分析において用いる情報は最小限 度の内容とした。したがって,本研究において個人が同定 されることはなく,分析においては情報管理に細心の注意 を行なった。事例の内容は、プライバシー保護を徹底する ために表1の通り46文字以内の一般的な表現で要約して おり,事例の原形をとどめていないが,事実を含んでいる ものと理解されたい。

Ⅲ 結果と考察

1 5つのシステムから分析した支援困難事例と事例の 内容

ケアマネジャーが支援困難事例と指摘した事例の内容 と、その事例が属するシステムについて、5つのシステム を用いて分析した結果を表1に示した。

具体的に困難を感じているシステムとしては「②利用者 との相互作用」が27事例と最も多く、実際の支援困難事 例は、利用者とケアマネジャーのコミュニケーションが図 られる場面においてまず表面化しているという現状が明ら かとなった。個人のニーズを個別化していくアセスメント は、ケアマネジャーと利用者の共同活動であり、相互に同 意することが大切であるが、具体的には事例8.9.14. 20のように家族関係の悪さやケアに対する無関心があり、 共同活動ができていない現状が示されている。さらに事例 18, 21, 27, 30 のように利用者と同居していない, 遠方 にいるキーパーソンと現状認識を共有することができない ために支援に困難をきたしている事例などもみられた。ま た、事例2、17の虐待事例では信頼関係の構築に困難が 示されており、25の虐待事例は信頼関係が構築されて共 同活動が展開されているものの. ケアマネジャーが丁寧な フォローアップを行なわない場合においてはすぐに介護放 棄が再び起こる事例であり、介護者に介護へのモチベー ションサポートを継続して提供する点について困難を感じ ている状況が明らかとなった。特にこうした虐待事例では, 利用者と家族をどのように理解したらいいか、ケアマネ ジャー自身の虐待事例への介入方法の知識不足、社会資源 との連携など複数のシステムに困難が生じている現状が明

表1 支援困難事例の一覧

			の一覧		ケアマネジャー	ニーズのレベル ^c				
	障害・疾病 の状態	年齢	支援困難事例の内容	 ①利用者と 家族の理解 	②利用者と の相互作用	③ケアマネジャー自 身の課題。	④所属機関と の相互作用	⑤資源との 相互作用	本人の ニーズ ^ゥ	本人/専門職 ニーズの一致
	神経性疾患, 老人性うつ	70 歳代	利用者本人がどんな種類のサービ ス利用にも難色を示し、ケアマネ は対応に困難を感じる		0	0*			4	×
2	認知症障害	80 歳代	自己流の介護に固執する介護者 (夫)の安全を理由とした抑制と 権利侵害への対応に困難を感じる	0	0	•		0	4	×
3	認知症障害, ターミナル期	90歳代	徐々に食事摂取が困難になる終末 期の利用者に対する支援と連携の 体制づくりに困難を感じる	0	0			0	2	0
4	内科疾患	70 歳代	サービスに対する不満から利用拒 否に至った利用者への対応に困難 を感じる		0			0	3	×
5	認知症障害	80歳代	身体状態が急激に悪化しているひ とり暮らしで利用者を支える連携 の体制づくりに困難を感じる					0	2	O
6	老人性うつ	70歳代	引きこもりへの働きかけと生き甲 斐支援自体の難しさに困難を感じ る		0		0		4	×
7	老人性うつ	80歳代	財産管理をめぐる嫁と姑他の家族 関係悪化にケアマネが巻き込まれ る心配への対応に困難を感じる		. 0		0		4	×
8	認知症障害	90歳代	失禁や清潔のケアが必要な利用者 とケアに無関心な同居家族との協 力関係づくりに困難を感じる		0				4	×
9	脳血管障害	60 歳代	利用者と同居家族の関係が悪く, 家族各員の思惑も異なり,同意に よる支援計画作成に困難を感じる		0				4	×
10	腎機能障害	70歳代	病状悪化を防ぐ生活行動をとれな い,病識に欠ける家族や利用者へ の支援に困難を感じる		0			0	4	×
	アルコール依 存	70 歳代	アルコールに依存し妻に依存する 利用者支援と介護者(妻)のレス パイトの支援に困難を感じる	0		•			3	×
	整 形 外 科 疾 患,不定愁訴	80 歳代	施設入所を希望する家族と施設も 在宅サービスも拒否する利用者の 間で,支援計画作成に困難を感じ る	0	0				4	×
13	脳血管障害	60 歳代	障害受容できず無気力な利用者と 現状を認めず過剰な努力を求める 家族を支えることに困難を感じる	0	0	•			1	×
14	認知症障害	80 歳代	利用者と家族各員それぞれで方針 が不一致で,同意による支援計画 作成に困難を感じる		0				4	×
15	認知症障害	80 歳代	意思表示が困難な利用者の,本人 ができることを奪わない支援計画 作成のアセスメントに困難を感じ る	0					2	Ô
16	老人性うつ	80 歳代	引きこもりの利用者とサービス利 用に拒否的(現状認識の不一致) な家族の調整に困難を感じる		0				4	×
17	認知症障害	70 歳代	家族による虐待の事実を把握した ときの支援体制について困難を感 じる		0	0		0	4	×
18	認知症障害	80 歳代	サービス利用を希望する遠方の娘 (キーパーソン)と拒否する利用 者。遠距離のため情報共有に困難 を感じる		0		0		4	×
	強い不安の訴 え	70 歳代	見栄を張る利用者の態度に惑わさ れて、ケアマネは利用者の真の希 望の把握に困難を感じる	0					3	×
	脳血管障害, 整形外科疾患	70 歳代	うつ病の高齢介護者(妻)とケア に無関心な2人の息子,同意によ る支援計画作成に困難を感じる		0			0	4	×
21	認知症障害	80 歳代	生活障害(火不始末や失禁)をケ アマネと共通認識できない遠方の 娘(キーパーソン)と連携に困難 を感じる		0				4	×
22	認知症障害	80 歳代	物取られ妄想があり家族や近隣と 関係悪化する利用者に絶望する家 族の支援と近隣調整に困難を感じ る	0	0			0	3	×
23	脳血管障害	70 歳代	地域権利擁護事業に関連して家族 機能を代行する場合にケアマネの 業務範囲との整理に困難を感じる		0	0*			1	×

- 高齢老のケアマネジメントの租壮と運9-	事例検討会における支援困難事例を通して
	手所限的去における文成的報手的を通じて

24	認知症障害	70 歳代	介護者(妹)の都合で支援計画が 作成され、その後も頻回な変更希 望で振り回され対応に困難を感じ る		0	0			4	×
25	脳血管障害	80 歳代	物取られ妄想や性格不一致による 利用者と介護者(娘)の不仲や介 護放棄があり,対応困難を感じる	0	0				2	O
26	脳血管障害	80 歳代	予防サービスの利用者の生活支援 で代行が多くなっている「利用者 一ケアマネ関係」に困難を感じる		0	0			1	×
27	認知症障害	80 歳代	金銭管理が出来ない事に無自覚な 独居高齢者と遠方の息子に理解を 得た支援計画の作成に困難を感じ る		0		0	0	4	×
28	認知症障害	80 歳代	自分の介護方針を主張する介護者 と従わない利用者,疲れ果てる両 者が折り合うプランの難しさ		0				4	×
29	認知症障害, 整形外科疾患	70 歳代	介護主担当の夫に事故があった 時,副介護担当がいないことで予 想される状況への対応に困難を感 じる	0	0				4	×
30	整形外科疾患	70 歳代	終末期の介護者(妻)とそれを知 らない利用者、不仲の家族と口を 挟む遠方の娘、支援に困難を感じ る		0				4	×
31	神経性疾患 (介護保険の 特定疾患)	50 歳代	在宅死を希望する終末期の単身利 用者,要求もトラブルも多い利用 者をどう理解するか困難を感じる	0	0	0			2	O
32	認知症障害	70 歳代	単身生活の認知症女性が入院,退 院に際して従前の地域生活継続の 可能性のアセスメントに難しさを 感じる	0				0	2	O

『事例検討会において認識されたものに○ * を記載している

^b①非現実的なニーズ(3事例), ②現実的なニーズ(6事例), ③低すぎるニーズ(4事例), ④潜在化しているニーズ(19 事例)

⁶本人/専門職のニーズについて一致しているもの◎,一致していないものに×を記載している

らかとなった。

次いで困難を感じているシステムは「①利用者と家族の 理解」であり,12事例が示された。具体的には,虐待や 終末期,障害受容,本人の意思を言語で確認することが難 しい認知症障害のある利用者などを理解する状況において 困難を感じている現状が明らかとなった。実際の状況下に おいて理解をしなければならない要素としては,利用者と 家族の心理的,精神的,身体的,社会的側面であるが,特 に社会システムとしての家族理解の難しさに困難を感じて いたことが指摘されたものである。すなわち,家族の中で の利用者の機能や位置,役割,利用者と家族の肯定的な側 面(ストレングス)への気づき,地域社会を含む環境との 相互作用の中で生じていることなどについて,どのように 把握し,理解したうえで支援や対応を考えるべきかについ て,困難が生じていたものと考えられる。

さらに、「③ケアマネジャー自身の課題」のために困難 を感じている事例は、9事例が示された。具体的には、虐 待事例17や終末期事例31では、虐待や終末期の理解と対 応の技術の不足が困難の原因の一つであることをケアマネ ジャー自身が認識していた。また、事例24と事例26では ケアマネジャー自身が自分の対人関係づくりの傾向が影響 していることを認識していた。表1における*印の5事例 は、事例検討会に事例を提供してはじめて「③ケアマネ ジャー自身の課題」が生じていたことに事例提供者が気づ きを得た事例を表したものである。自分自身の課題に気づ くことはスーパービジョンの大切な機能の一つであるが、 信頼関係が醸成されたなかで行われる個人スーパービジョ ンと異なり、同職種ではあっても他職場の人々も参加して いるグループスーパービジョンのなかでは知識レベルの課 題は取り扱えるものの、ケアマネジャーとしてのアイデン ティティや自信の無さ、能力の不安などについては表明し にくいことが推測された。これはグループスーパービジョ ンで「③ケアマネジャー自身の課題」を取り上げる際の限 界であると考えられた。なお、「④所属機関との相互作用」 の4事例ついても、同様の限界を有していることから少な い現状が考えられた。

最後に、「⑤資源との相互作用」に困難を感じている事 例(10事例)については、虐待や一人暮らし、引きこもり、 重度の認知症などの利用者と社会資源を結びつける時の困 難であった。具体的には、一つは実際に利用可能な資源が 不足していることであり、二つはケアマネジャーが利用可 能な資源情報を十分に把握していないことであり、三つは 利用者がこれらの資源を利用しようとしないために生じる 困難であることが明らかとなった。実際、ケアマネジメン トでは地域社会の中にある介護や社会福祉に限らない資源 を積極的に活用することが求められているが、地域社会に ある介護保険以外の資源を活用する取り組みは少なく、目 の前の支援困難な事例に介護保険サービスを適用して対応 することに追われている状況が少なくなかったことが考え られた。

これまで述べてきたように、ケアマネジャーが考える支 援困難事例は「②利用者との相互作用」のシステムで、よ

り具体的には利用者とケアマネジャーのコミュニケーショ ンが図られる場面でまず表面化していたことが示された。 その背景には「①利用者と家族の理解」に対する知識基盤 の不確実さや自信のなさによるものがあると推測された。 「③ケアマネジャー自身の課題」や「④所属機関との相互 作用」に関連して支援困難と考える事例は、それほど多く 生じていないものの、特に「③ケアマネジャー自身の課題」 のシステムは「②利用者との相互作用」に密接に関連する 事項であるため、知識レベルの範囲内にとどめることなく、 個人スーパービジョンの体制を整備するなかで取り上げら れる体制を構築する必要があると考えられる。「⑤資源と の相互作用」の内容は、制度や施策等に関する情報や担当 地域にある社会資源や実情に関する情報が中心であるが、 利用者が利用可能な資源を利用したがらない傾向にあるた めに支援に困難を感じているものも含まれており、利用者 と資源の接触面に関する部分ではスーパービジョンを必要 としていたことが考えられた。

2 ニーズの4分類と支援困難事例

ケアマネジャーが支援困難事例とした 32 事例における 利用者ニーズを4分類し,専門職グループが捉えたニーズ との一致・不一致の状況について表1に示した。

第一分類である「①非現実的又は不適切なニーズ」に分 類された事例は3事例であることが明らかとなった。具体 的には、表1の「ニーズのレベル」の「本人のニーズ」欄 に①として示した事例が該当しており、障害受容に関連し た事例が1例(事例13)、ケアマネジャーに過剰な不適切 な代行を求める事例が2例(事例23,26)であった。なお、 表1に示した「本人/専門職ニーズの一致」欄はいずれも 「×」であり不一致を表しているが、具体的には、ケアマ ネジャーは利用者からの非現実的なニーズや不適切なニー ズの充足を求められ、その都度、現実的なニーズへと変換 する働きかけを行っている状況が考えられる(図1の矢印 Aは、ケアマネジャーが非現実的なニーズを現実的なニー ズに変換することを目指して利用者に働きかける方向を模 式図的に表している)。しかし、簡単に変換を図ることは 難しく、ケアマネジャーは苛立ちを感じており、一方、利 用者も自分の希望通りにいかないことに不満感をかかえて いる状況下に多くあることが議論された。したがって、ケ アマネジャーと利用者の間にはニーズに不一致があり、両 者は不満足な気持ちをかかえていることから、非現実的な ニーズを現実的なニーズに変換するプロセスを考えた場合 には、利用者とケアマネジャー相互が密度の濃いコミュニ ケーションを図る必要があることが考えられる。しかしな がら、前述の通り、ケアマネジャーが困難を感じているシ ステムは「②利用者との相互作用」が最も多いことから, 相互作用に関わるケアマネジャーの知識、技術、方法論が 洗練されることとの関連性をふまえて議論すべき課題であ

ると考える。

第二分類である「②現実的なニーズ」に分類された事例 は、表1の「本人のニーズ」欄に②として示した事例が該 当しており、事例3,5,15,25,31,32の6事例である ことが明らかとなった。この「現実的なニーズ」は、専門 職が目標とする最高到達レベルの目標と一致しているとい う意味では必ずしもなく、ケアマネジャーと利用者が共同 してアセスメントを進めて、当面取り組むべきニーズを共 有している場合を示しているものを意味している。した がって、ケアマネジャーが考えるニーズよりは低いニーズ の充足であっても、利用者とケアマネジャーが相互に同意 し,利用者のニーズから出発しているものも含まれている。 その場合には,表1においては「本人/専門職ニーズの一 致」欄はいずれも「◎」とし、両者のニーズが一致してい ることを表している。そうしたなかで、事例25のように 時々介護放棄が生じているなど、ケアマネジャーによる介 護者への継続的な支援が行われることで辛うじて共同の目 標が維持されている場合も少なくない。こうした事例では 協働して取り組むニーズが、利用者や家族と共有されない と利用者に大きなリスクを負わせる危険があることが考え られる。このように、支援の目標となるニーズが利用者や 家族と共有されていても困難を感じる事例として挙げられ るのは、認知症者の地域生活支援や単身者の終末期支援, 介護放棄などの虐待家族支援など事例そのものの困難度が 高いことが理由と考えられる。ある意味では、こうした事 例であるからこそケアマネジャーが、利用者や家族と当面 合意できる「②現実的なニーズ」から出発している結果を 表していると考えられる。

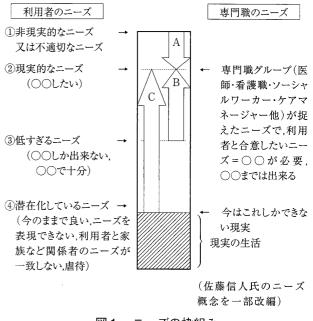
第三分類である「③低すぎるニーズ」に分類された事例 は、表1の「本人のニーズ」欄に③として示した事例が該 当しており、4事例であることが明らかとなった。こうし た事例では、ケアマネジャーは利用者が希望するレベルの ニーズから支援を開始しているが、ケアマネジャーはその ことに真から同意しているわけではない状況を示してい る。事例4,11,19,22では、表1の「本人/専門職ニー ズの一致」欄がいずれも「×」であることがその意味を表 している。したがって、ケアマネジャーは利用者とのコミュ ニケーションを図って現実的なニーズへと変換を図ろうと する状況が考えられる(図1の矢印Bは、ケアマネジャー が低すぎるニーズを現実的なニーズに変換することを目指 して利用者に働きかける方向を模式図的に表している)。 しかし、利用者は「これで十分」、「これしかできない」と 考えており、ケアマネジャーには利用者に意識的に働きか ける努力が求められることになり、基本的には第一分類の 「①非現実的又は不適切なニーズ」と同じような構造が生 じているものと考えられる。しかし、「これしか出来ない」 「これで十分」と切り下げたニーズをもつ利用者は、第一 分類のニーズをもつ利用者のように自らニーズを主張する

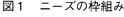
ことが少ないことから、要求の少ない利用者として埋没し てしまう危険があるところが異なる点として指摘できる。 すなわち、こうした状況は利用者を取り巻く厳しい環境に よって、彼/彼女のストレングスが小さくなってしまって いると考えることができる。表1の「ケアマネジャーが困 難を感じているシステム」では「①利用者と家族の理解| に多くの印がつけられているように、ケアマネジャーはこ のような状況をどのように理解したらいいのかについて困 難を感じている現状をふまえると、人間をとらえる理論や それに基づく方法や技術の習得の機会をケアマネジャーに 保障していくことが課題になると考える。そうしたなかで, 「人間:環境:時間:空間の交互作用」に関する理論や", エンパワーメントアプローチなどの近年の理論が有効と考 えられていることから[®],このように第三分類の事例はそ の数は多くないものの、ケアマネジャー自身が徒労感をも つことにならないためには大切な事例であると考える。

最後の第四分類である「④潜在化しているニーズ」に分 類された事例が最も多く、19事例であった。なお、表1 においては「本人のニーズ」欄に④として示したものであ る。これらは利用者の意欲が低かったり、認知症障害が重 度であったり、利用者と家族の間でニーズが調整されない 場合であったり、虐待があってニーズを顕在化させないよ うにしている場合などの状況下にあることが議論された。 したがって、自発的には援助を活用しない事例であり、活 用している場合でももっとも声高に主張する関係者の希望 を優先させ、取りあえずのプランで支援を開始している事 例が少なくなかった。それゆえ,表1における「本人/専 門職ニーズの一致」欄はいずれも「×」であり、第三分類 と同様にケアマネジャーは利用者が希望するレベルのニー ズから支援を開始しているが、ケアマネジャーと利用者の ニーズは一致していないものと考えられる。このような事 例は, 自発的に支援を求めようとしない, あるいは支援の 過程に積極的に関わろうとしない、あるいは自分が希望す るものしか受け入れない、いわゆる「自発的に援助を求め ない利用者」[®]であると考えられる。したがって、具体的 にケアマネジャーから積極的に働きかけるアプローチ (リーチアウト) が必要となり、ケアマネジャーには十分 な忍耐と専門的な力量が求められることとなる (図1の矢 印Cは、ケアマネジャーが潜在化しているニーズに働き かけて現実的なニーズに向けた利用者の変化を目指す方向 を模式図的に表している)。実際にはケアマネジャーはさ まざまな機会をとらえてリーチアウトを行なっているが、 表1に示すとおり「②利用者との相互作用」に困難を感じ ている現状にある。おそらくもっともスーパービジョンが 必要とされるのは、第四分類に該当する事例を支援するケ アマネジャーであると考えられた。

このように、支援困難事例について、利用者のニーズと 専門職であるケアマネジャーがとらえたニーズの一致と不 一致について述べてきたが,利用者のニーズと専門職であ るケアマネジャーがとらえたニーズは必ずしも一致すると は限らないことが示された。しかし,両者が見込むニーズ のレベルに違いがあったとしても,利用者とケアマネ ジャーが相互に同意し,利用者が受け入れることができる ニーズから出発することは可能である。ニーズの第二分類 の例がこれに相当する。この場合にはケアマネジャーの不 全感はそれほど大きなものではなく,たとえケアマネ ジャーが考えるニーズよりも低いレベルから支援が始まっ たとしても,そのこと自体が支援困難事例に直結している ことはなかったのである。

ただし、それでも支援困難事例として取り上げられてい る理由は、むしろ事例自体がかかえている困難性の大きさ によるものと考えられた。逆に言うならば、困難性が大き い事例であるからこそ、当面協働して始められる共通ニー ズを設定しようとしたケアマネジャーの取り組みの結果で あると考えられる。ところが、第一、第三、第四分類の例 では、利用者とケアマネジャーのニーズは一致しておらず、 さらに両者が合意できるニーズも設定されていない状況に ある。当面の支援は利用者のニーズに対応する形で提供さ れているが、ケアマネジャーの不全感は大きく、ケアマネ ジャーはこのような利用者を支援困難事例と考えている。 そしてその困難は表1に示すように「②利用者との相互作 用」のシステムに顕著であった。





Ⅳ おわりに

本稿においては,事例検討会における支援困難事例を通 してケアマネジャーが支援困難と感じている状況の所在が どのシステムにあるかについて明らかにすることを試み た。その結果,「利用者との相互作用」や「利用者と家族 の理解」にかかるシステムで支援の困難を感じることが多 いことが明らかになった。さらには、利用者のニーズとケ アマネジャーのニーズの一致と不一致の面から支援困難の 内容を明らかにしようと試み、両者のニーズは必ずしも一 致していない現状について明らかにした。

そうしたなかで、両者がコミュニケーションを図り、両 者の間で当面取り組むべき目標としてのニーズが合意され た場合においては、両者それぞれにとって当初期待したレ ベルのニーズでない場合でも、当初のニーズの不一致それ 自体が支援困難事例の主要な要因となることはなかったの である。一方、ニーズの不一致がそのままにされたままで、 当面の具体的なサービス提供が行われている場合には、利 用者とケアマネジャーの双方に不全感が残り、「利用者と の相互作用」は表面的なものや、一方通行的なものとなっ ていたのである。それゆえ、ケアマネジャーは「利用者と 家族の理解」を進めようと試みても効果的なコミュニケー ションが成立しないままに支援に困難を感じていた状況に あったのである。

実際、ケアマネジャーは利用者のニーズとケアマネ ジャーのニーズの一致を目指すものの、現実的な対応では 利用者が合意できるレベルのニーズ充足から出発すること が少なくない。そうした場合においてもケアマネジャーは、 より高いニーズの実現を目指し利用者や家族とコミュニ ケーションを図ることになる。しかし、事例における特筆 すべき点としては「潜在化しているニーズ」をもつ利用者 が少なからず抽出されたことにある。すなわち、ニーズを 潜在化させており、自発的に援助を求めようとしない、あ るいは自分が希望するニーズのみを、利用者のニーズとは 関わりなく主張して援助の過程に積極的に関わろうとしな い利用者であって、我々が「潜在化しているニーズ」をも つと分類した利用者が少なくなかったことが注目された。 このような利用者に対応する場合はケアマネジャーからの 積極的なアプローチ(リーチアウト)が必要であるが、事 例検討の中では自身の力量に不安を感じているケアマネ ジャーが少なくなかった。これまでにもソーシャルワーク 実践では「接近困難な」利用者などと呼ばれるリーチアウ トの必要性は指摘されてきたが、実践的な方策を体系的に 示すまでには至っておらず¹⁰, 今後, さらに研究を進めて いくことが望まれる。

このように、事例検討会に提出された支援困難事例は、 ひとりのケアマネジャーが取り組むにはいずれも難しい事 例であるものの、今回の介護保険法の改正によってスー パービジョンの体制がより実質的なものになることが期待 されるが、その焦点について述べるならば、「④潜在化し ているニーズ」をもつ利用者を中心に、利用者とケアマネ ジャーが共通のニーズを合意できないままに、「②利用者 との相互作用」に困難を来しているところにあると考えら れた。今後は、こうした要因の解決に対して有効となる支 援プログラムの構築が求められるとともに、スーパービ ジョン体制をより展開していくためのスーパーバイザーの 育成についても検討していく必要があることが考えられ る。

なお,本研究は平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「医療 ソーシャル・ワーカーの学部教育プログラムに関する研究」(研究代表者: 村上信)における研究成果の一部である。

文献

- 厚生労働省老健局:地域包括支援センター業務マニュ アル,5-8. http://procyon.fukushi-net.or.jp/~oseto/ pdf/chiikihokatsu-manual/manual1,2_all.pdf(閲覧 日:2007/09/20),2005.
- 2)前揭1),107.
- 3)福山和女編:ソーシャルワークのスーパービジョン, ミネルヴァ書房,202-204.
- 4) 岩間伸之:援助を深める事例研究の方法;対人援助のためのケースカンファレンス、ミネルヴァ書房、27-28.
 2005.
- 5)福山和女編著監修:スーパービジョンとコンサルテー ション,アール企画印刷,19-24.2000.
- 6) 佐藤信人氏講演会資料, 2007.10.01
- 7) 佐藤豊道: ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究, 川島書店, 198-207. 2001.
- 8) 前揭7), 478-509.
- 9)伊藤富士江:「自発的に援助を求めないクライエント」 に対するソーシャルワーク実践;ルーニイによる具体 的方策の検討.社会福祉学 39 (2). 100-117, 1999.
- 10) 前揭9),